

令和4年5月臨時会  
(2022年)

議案書①

5月13日提出

【報告】

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年(2022年)5月13日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1 豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものである。

専決第2号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定につ  
いて

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定する  
ものとする。

令和4年（2022年）3月31日専決

豊中市長 長 内 繁 樹

豊中市条例第26号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成15年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (省 略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (省 略)</p> <p>附 則</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (省 略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (省 略)</p> <p>附 則</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(読替規定)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 法附則第15条第1項, <u>第15項から第17項まで, 第19項, 第21項, 第26項, 第34項, 第35項, 第37項, 第39項若しくは第43項又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第136条第2項中「又は第33項」とあるのは, 「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 (省 略)</p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は, 4分の3とする。</u></p> <p>3 <u>法附則第15条第16項本文の条例で定める割合は, 5分の3とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第15条第27項第1号の条例で定める割合は, 3分の2とする。</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第27項第2号の条例で定める割合は, 4分の3とする。</u></p> <p>6 <u>法附則第15条第27項第3号の条例で定める割合は, 2分の1とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第15条第34項の条例で定める割合は, 2分の1とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第15条第35項の条例で定める割合は, 3分の2とする。</u></p> <p><u>9・10</u> (省 略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について, これらの規定の適用を受けようとする者</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 法附則第15条第1項, <u>第14項から第16項まで, 第18項, 第20項, 第25項, 第33項, 第34項, 第36項若しくは第40項又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第136条第2項中「又は第33項」とあるのは, 「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 (省 略)</p> <p>2 <u>法附則第15条第15項本文の条例で定める割合は, 5分の3とする。</u></p> <p>3 <u>法附則第15条第26項第1号の条例で定める割合は, 3分の2とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第15条第26項第2号の条例で定める割合は, 4分の3とする。</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第26項第3号の条例で定める割合は, 2分の1とする。</u></p> <p>6 <u>法附則第15条第33項の条例で定める割合は, 2分の1とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第15条第34項の条例で定める割合は, 3分の2とする。</u></p> <p><u>8・9</u> (省 略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について, これらの規定の適用を受けようとする</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (省 略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (省 略)</p>	<p>者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (省 略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に<u>100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)</u>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税額の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2～5 (省 略)</p>	<p>等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に<u>100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)</u>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税額の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2～5 (省 略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊中市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年(2022年)5月13日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1 令和4年度豊中市一般会計補正予算第3号

(提案理由)

ウクライナからの避難者の生活支援にかかる予算措置について議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものである。

専決第3号

令和4年度豊中市一般会計補正予算第3号

令和4年度豊中市一般会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,420,626千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年(2022年)4月25日専決

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		4,429,376	759	4,430,135
	2 基金繰入金	4,237,604	759	4,238,363
歳入合計		170,419,867	759	170,420,626

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		17,837,515	759	17,838,274
	1 総務管理費	15,136,499	759	15,137,258
歳出合計		170,419,867	759	170,420,626